

災害時における物資の供給等に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社ケーヨー（以下「乙」という。）は、千葉市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）、における必要な物資（以下「物資」という。）の供給等に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等において甲が乙の協力を得て、地域住民に対して物資の供給、及び乙の指定する店舗及び駐車場（以下、「提供施設」という。）を利用するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害等において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

2 甲は、災害等において、被災者に対し提供施設を車中泊避難者の受け入れ場所及び浸水想定区域等から退避する車両（以下、「退避車両」という。）の受け入れ場所として提供するよう要請することができる。

（協力の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙及び乙の取引先が保有する物資のうち、乙により提供可能なものとする。

2 乙は、甲の要請に基づき、提供施設の使用が可能と判断したときは、車中泊避難者の受け入れ場所及び退避車両の受け入れ場所として提供するものとする。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、様式1「協力要請書」によって行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項について、可能な範囲において支援を実施するものとする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶等により要請のとおり物資の供給ができない場合、乙にて物資の調達の可否を決定し、引渡し日時及び個数については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、該当場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、要請にかかる物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(物資の価格)

第7条 物資の価格は、災害発生直前における適正な価格（乙が引渡しのための輸送を行った場合は、その輸送費を含む。）を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(提供施設の開設及び管理運営)

第8条 提供施設の開設及び管理運営は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(提供施設の閉鎖)

第9条 乙は、次の各号に該当する場合、提供施設を閉鎖し、車中泊避難者及び退避車両の退去を求めることができるものとする。

(1) 甲が、提供施設の提供の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

(2) 乙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡した場合

(3) 第2条第2項又は第3条第2項に基づき提供施設を使用する者（以下「使用者」という。）による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有又は利用等があり、乙が甲に連絡した場合

(4) その他、合理的な理由により、乙が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承した場合

2 前項に基づく使用者の退去に当たっては、甲は責任をもって対処するものとする。

(対価及び費用の負担)

第10条 甲の要請に基づき乙が供給した物資の対価及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 その他、甲の要請に基づき乙が行った第3条で定める協力を要した費用は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(対価及び費用の支払い)

第11条 前条の規定による対価及び費用は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は請求があったときは、その内容を確認し、甲乙協議の上、適切な時期に支払いを行うものとする。

(災害補償)

第12条 甲の要請に基づく協力業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときの災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は、千葉市消防団等公務災害補償条例（昭和41年千葉市条例第26号）の規定により対処する。

(危険負担)

第13条 本協定に基づく物資の配送・輸送につき、物資が甲に引き渡されるまでの滅失・毀損等の危険は乙が負担し、引渡し後の当該危険は甲が負担するものとする。

(損害)

第14条 乙が第2条第2項の要請を受諾した場合、乙又は乙が受け入れた車中泊避難者に損害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

2 乙が受け入れた車中泊避難者が、乙の施設・備品等に損害を与えた場合の復旧に係る費用については、乙は損害を与えたものに直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、原則として甲が負担するものとする。

(連絡先等確認)

第15条 甲及び乙は防災協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を様式2「連絡担当者確認書」により定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(協力事項)

第16条 この協定内容のほか、災害応急対策や家具転倒防止対策等の予防啓発など、甲の取組に対し、乙は可能な範囲で協力するとともに、平常時から物資の供給等についての情報交換を行い、災害等に備えるものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(千葉県との協議)

第18条 本協定の履行にあたっては、災害救助法第2条の3に基づき、必要に応じ千葉県知事による連絡調整が行われるものとする。

(有効期限)

第19条 本協定の有効期間は、令和5年9月1日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解消の申し出がないときは、有効期間は、同様の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和5年8月31日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長

乙 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
株式会社ケーヨー
代表取締役社長